

第5次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

ダイジェスト版

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、
記録されている情報を音声で聞くことができます。



柏原市

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会

地域福祉とは

地域福祉とは、日ごろ私たちが暮らしていたり、働きに出っていたり、活動していたりする地域社会において、地域住民と社会福祉に携わっている行政や福祉団体などが協力し、地域における福祉問題の解決を図りながら、より良い地域の実現を目指す考え方です。

地域福祉計画とは

地域福祉の考え方を前提にして、行政の果たすべき責任を明確にするとともに、地域住民の協力を仰ぎ、両者の協働のもとで、すべての地域住民が安心して暮らせる地域をつくり上げることが目標とする行政計画です。さらに下の図に示すように、地域における福祉分野全般の地域福祉の推進に関することを一体的に定める計画（上位計画）でもあります。

地域福祉活動計画とは

住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、福祉サービスを経営する者が相互協力して福祉課題の解決に取り組み、福祉を自分達の問題としてとらえ、より良い地域社会の構築を目指し、策定する社会福祉協議会の活動・行動計画です。

柏 原市では、平成16（2004）年に第1次柏原市地域福祉計画を策定し、5年ごとに計画の見直しを行い、第4次（令和3（2021）年4月～）に至るまで継続して地域福祉計画の策定・実行に取り組んできました。今後、地域共生社会の構築を実現するうえで、福祉サービスを必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、家族・地域・行政・社会福祉協議会が一体となった地域ぐるみの取り組みがますます重要となってきます。第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたっては、それぞれを一体のものとして策定し、支援体制の基盤強化を図っていきます。なお本計画の計画期間は、令和8（2026）年4月～令和13（2031）年3月までの5年間です。



柏原市総合計画



一体的に策定

第5次柏原市地域福祉計画

高齢者福祉分野の計画

柏原市高齢者いきいき元気計画

障害者福祉分野の計画

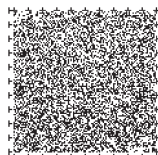
柏原市障害者計画
柏原市障害福祉計画
柏原市障害児福祉計画

子ども家庭福祉分野の計画

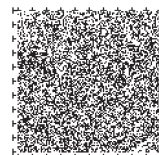
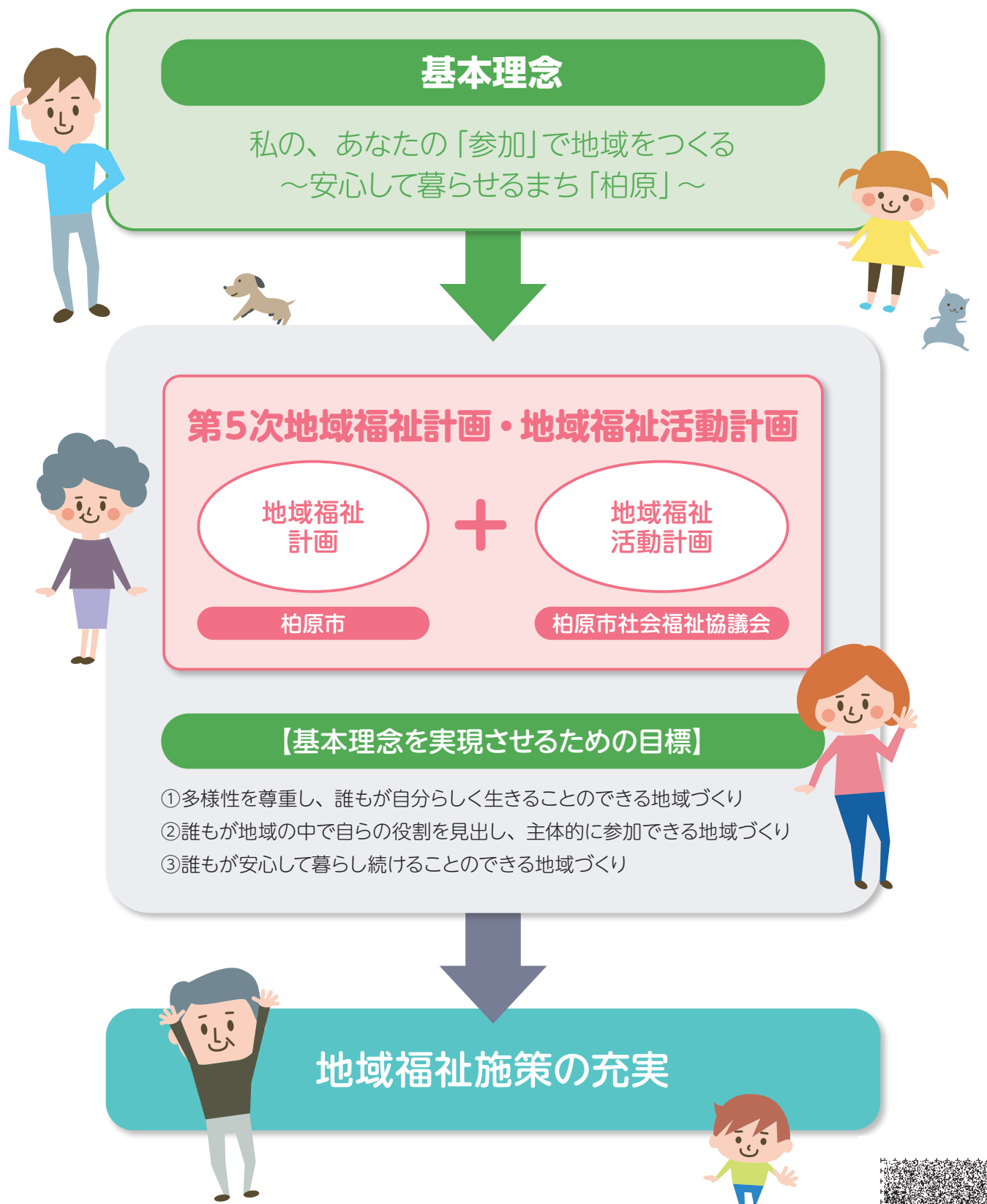
柏原市子ども・子育て支援事業計画

その他の計画（柏原市自殺対策計画・健康かしわら21など）

柏原市地域福祉活動計画



第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念で掲げた「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」の基本的な考え方を継承しつつ、基本理念を新たに「私の、あなたの『参加』で地域をつくる ～安心して暮らせるまち『柏原』～」とし、「私の」「あなたの」と主体を明確に示すとともに、「『参加』で地域をつくる」という具体的な行動を示しています。この基本理念を実現させるための目標として、①多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる地域づくり、②誰もが地域の中で自らの役割を見出し、主体的に参加できる地域づくり、③誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりの3項目を定めました。



本計画は、地域福祉を推進するための5つの重点項目を設定し、それぞれに対して取り組むべき事項を定めています。各重点項目における代表的な取り組むべき事項は、以下の通りです。また5ページからは、計画に記載する施策の内容の一部を紹介します。



重点項目

主な取り組むべき事項

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・各分野横断的に関係する者（生活困窮者・居住・就労に課題を抱える者・ヤングケアラー・自殺リスクを持つ者等）や社会的排除の対象となりやすい者（外国人やLGBTQ、刑務所出所者等）に対応できる体制
- ・高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った方が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備と連携
- ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ・要援護者の権利擁護の仕組みの整備

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

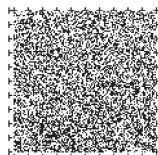
- ・民間の新規事業の開発や、地域の多様な団体や主体が協働する活動の促進
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進と福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策
- ・地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・主体的に活動する新たな住民層の掘り起こしと参加促進
- ・発災時における支援体制の構築および災害時に支援が必要な方の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

包括的な支援体制整備に関する事項

- ・「住民に身近な圏域」において住民が主体的に活躍することができる支援と環境の整備
- ・「住民に身近な圏域」において地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による包括的な支援体制の整備



重点 項目

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、 その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

取り組むべき事項

各分野横断的に関係する者（生活困窮者・居住・就労に課題を抱える者・ヤングケアラー*¹・自殺リスクを持つ者等）や社会的排除の対象となりやすい者（外国人やLGBTQ、刑務所出所者等）に対応できる体制

社会的に孤立しやすい方への支援は、地域の安心と安全を守るために欠かせません。そのため、積極的に迅速なアウトリーチ*²や総合相談を充実させ、地域住民による見守りを強化します。複雑化したケースには、重層的な支援会議を通じて予防的・横断的な支援体制を整えます。さらに、生活困窮者自立支援事業や障害者自立支援協議会の部会で地域ニーズに沿った運営を進め、相談者を取りこぼさないよう多機関が連携して支援します。こうした取り組みは、誰もが孤立せず、安心して暮らせる地域を実現するために必要です。

具体的な取り組み

- ・積極的に迅速なアウトリーチや、困難事例における総合相談、地域住民同士が行うゆるやかな見守りを一層充実することができるよう努めます。
- ・複合的な課題を抱えたケースに対して、早期把握に努め、各相談機関等が連携し相談者を取りこぼさないよう支援を行います。

取り組むべき事項

**保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への
社会復帰支援の在り方**

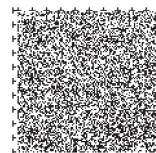
犯罪をした人が再犯に至る背景には、「帰る場所がない」「仕事がない」「相談できる人がいない」といった、いわゆる孤立があります。再犯に至らないようにするために、犯罪をした人への社会復帰に向けた支援は重要で、それが安心して暮らせる地域の実現につながります。

具体的な取り組み

- ・保護司をはじめとする更生保護団体や医療機関と協力し、社会復帰を目指す人の個別の生活能力やその現状の情報共有を図りながら孤立を予防していきます。
- ・犯罪から立ち直ろうとする人たちを地域の一員として受け入れる社会の醸成を目指します。

*1 ヤングケアラー

〔ケアを要する家族がいるため、家族のケア（家事、介護、子どもの世話、通訳、感情的サポート等）を行っている子ども・若者たち〕のことをいいます。ケアが必要な家族とは、幼い、高齢である、病気や障害等がある、日本語を第一言語としていない等、様々です。また、子どもがしているケアの内容も、いわゆる身体的な介護だけでなく、家事やきょうだいの面倒なども入り、お世話全般のことを指しています。



取り組むべき事項

福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備と連携

地域の福祉ニーズは多様化しており、分野横断的な相談支援体制の整備が不可欠です。専門機関間の情報共有を統合的に進めることで、支援の重複や漏れを防ぎ、迅速な対応を可能にします。また、福祉サービス苦情解決相談員^{*3}の活躍推進により、利用者の安心とサービスの質を確保します。さらに、民生委員や地区福祉委員会との連携強化で地域に根ざした相談機能を充実させます。

具体的な取り組み

- ・高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮、男女共同参画、人権の尊重などの分野横断的な相談支援体制を整備します。
- ・柏原市民生・児童委員協議会、地区福祉委員会^{*4}などの身近な相談先と連携を図り相談機能の充実と相談窓口の周知を図ります。

取り組むべき事項

要援護者の権利擁護の仕組みの整備

日常生活における意思決定や判断が難しく、特別な支援を必要とする要援護者の権利を守ることは重要です。このため、地域における関係機関との連携を強化し、合理的配慮の提供を含む権利擁護の仕組みを充実させるとともに、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進を図る中核的機関の設置等、誰もが安心して必要な支援を受けられる環境を構築することが不可欠です。

具体的な取り組み

- ・地域における関係機関との連携を図りながら、支援を必要とする人の権利を守るための環境の整備を進めます。
- ・支援を必要とする人の権利を守るために、合理的配慮の提供などの仕組みの充実を図ります。

*2 アウトリーチ

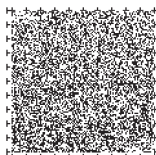
アウトリーチとは、支援を必要とする人のもとへ直接出向き、働きかける活動です。従来の「来てもらう」支援ではなく、支援者が対象者の生活の場に赴いて支援を行う点が特徴です。自ら申し出をしない人や支援を拒否する人に対しても、家庭や地域等を訪問し、必要な情報やサービスを積極的に提供する方法です。

*3 福祉サービス苦情解決相談員

福祉サービスを利用するときに感じる疑問や不満を、利用者サービス事業者の間を仲介し、不満解決に向けた支援を行います。

*4 地区福祉委員会

おおむね小学校区を単位で組織され、社会福祉協議会と連携して福祉のまちづくりのための活動をしています。



取り組むべき事項

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、
活動拠点に関する支援

地域福祉活動を持続的に発展させるためには、活動に関わる人々が必要な情報や知識・技術を確実に得られる環境が不可欠です。情報が届かないことで参加の機会を失ったり、地域福祉活動の質が十分に高まらないといった課題が生じることから、誰もが容易にアクセスできる環境を整えることが求められています。

具体的な取り組み

- ・幅広い世代に届くよう、ホームページやSNS を活用し情報が容易に入手できるよう発信します。
- ・柏原市民生・児童委員協議会、地区福祉委員、柏原市ボランティア団体、柏原市老人クラブ連合会*5等との協力のもと情報入手困難な人への情報発信の仕組みを構築します。

取り組むべき事項

発災時における支援体制の構築及び災害時に支援が必要な方の把握及び
日常的な見守り・支援の推進方策

災害時に備え、平常時から見守り活動を強化し、行政・社会福祉協議会・地域活動団体・社会福祉施設などの関係機関等が連携できる支援体制の強化に努めます。また、地域での支援体制を整備し、避難行動要支援者*6の名簿作成・個別避難計画*7の作成を進めます。地域住民の協力を得ながら、迅速で確実な支援を可能にする仕組みを推進します。

具体的な取り組み

- ・将来的に発生が懸念される大規模災害に備え、平常時から支援体制の強化を図ります。
- ・災害時における安否確認に関する役割分担など地域福祉活動団体や地域貢献委員会との連携体制づくりを検討します。

*5 柏原市老人クラブ連合会

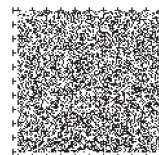
高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、老人福祉法に基づき構成された団体です。心身の健康の保持に資するための教養講座やレクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加することができる活動を実施しています。

*6 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者などを指し、災害対策基本法により市町村が名簿を作成することが義務づけられています。

*7 個別避難計画

災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」ごとに、誰が迎えに行くか・どこへ避難するか・必要な配慮を事前に定める、命を守るための計画です。本人・家族・地域住民が協力して作成し、実際の避難支援を確実にするための基盤となります。



柏原市内の主な相談窓口

生活や福祉に関すること

コミュニティソーシャルワーカー	大県4-15-35 大正2-10-1 ← 2026年5月～	072-972-6676
生活困窮者相談窓口らいふあっぷ	安堂町1-55	072-972-1507

高齢者に関すること

高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）	大県4-15-35 大正2-10-1 ← 2026年5月～	072-970-3100
特別養護老人ホーム 柏寿	高井田650-1	072-977-5533
在宅介護支援センター ローズウッド国分	旭ヶ丘4-672	072-977-8980
第二好意の庭 暮らしの福祉相談センター	国分市場1-9-45	072-976-0091
大阪好意の庭 暮らしの福祉相談センター	旭ヶ丘3-13-45	072-976-0090
はくとう地域包括支援センターランチ	青谷2104-1	072-979-0260
在宅介護支援センター「知恵の和苑」	古町3-2-17	072-973-4801
太寿相談センター	太平寺1-4-30	072-970-6010
地域包括支援センター ブランチこくぶ	片山町11-28	072-959-2382

地域包括支援センター
ランチ型相談窓口

障害者に関すること

障害者基幹相談支援センターピアセンターかしわら （主に身体的障害に関する事）	本郷3-9-62	072-971-2039
地域生活支援センターさんねっと（主に知的障害に関する事）	国分本町1-3-33-101	072-978-1880
地域生活支援センターかしわら くまのいえ（主に精神障害に関する事）	旭ヶ丘4-8-3	072-978-6073
なにわの里地域相談・連携室（主に障害児に関する事）	国分西1-3-43-101	072-978-2202

子育てに関すること

こども家庭センター	安堂町1-55	072-943-4811
子育て支援センター スキップKIDS	大県4-15-35 安堂町115-1 ← 2026年5月～	072-973-5130
子育て支援センター ハーモニ-	旭ヶ丘3-2-3	080-3529-8297
つどいの広場 ほっとステーション	上市1-2-2	072-971-2020
つどいの広場 たまてばこ	玉手町17-1	072-977-7030
つどいの広場 ドレミファごんちゃん	太平寺2-5-9	072-970-3900

健康に関すること

保健センター	大県4-15-35 安堂町1-55 ← 2026年5月～	072-973-5516 ↓ 2026年5月～ 072-943-4811
--------	---------------------------------	--

人権に関すること

人権いろいろ相談	安堂町1-55	072-972-6100
----------	---------	--------------

就労に関すること

地域就労支援センター	大正2-10-1	072-972-5573・ 072-972-5586
就労準備支援事業くしら	大正2-10-1	072-972-5595

